

なかの



Vol. 221

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

活発な社会貢献活動を展開!!

『第32回中野通り桜まつり』に参加

(平成30年4月7・8日 於：新井薬師公園)



会場の新井薬師公園



4月7日 応援頂いた皆様



4月8日 応援頂いた皆様



挨拶：田中区長



挨拶：いでい議長



~~~~~ “華の会” の踊りの皆様 ~~~~~



“みんな待ってるよ！”



“昼食タイム” です



~~~~~ “税金クイズ” に参加しよう ~~~~~



多勢のお客様が…



宮島会長と…



“昼食タイム” です



“恒例のパンチ焼き”

○ 第19回春の講演会 ○ (健康セミナー) (4月19日 於：中野サンプラザ)

演題：『健康を見直そう ～食事・運動・睡眠～』

講師：河崎外科胃腸科病院 河崎幹雄 氏



河崎先生



~~~~~ 皆さん、熱心に聞き入っています ~~~~~



終了後の懇親会

中野法人会の

# 無料法律相談

お気軽にどうぞ!!  
(まずはお電話を…)

実施日時：6/4(月)、7/4(水)、8/1(水)、9/5(水) 13:00～17:00(相談時間は、1案件:45分)  
TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当)佐藤・三國





## 掲 示 板 (7~9月行事予定表)



| 月  | 日             | 時 間           | 内 容                       | 会 場                    | 備 考     |
|----|---------------|---------------|---------------------------|------------------------|---------|
| 7月 | 1日(日)         | 13:00~        | 第68回社会を明るくする運動駅頭PR活動      | サンブラザ 前<br>JR中野駅周辺     |         |
|    | 4日(水)         | 13:00~17:00   | ※無料法律相談(先ずはTELして下さい)      | 法 人 会 館                |         |
|    | 6日(金)         | 11:00~12:30   | 広報委員会                     | 法 人 会 館                |         |
|    | 11日(水)        | 10:30~12:00   | 厚生・共益公益事業委員会              | 法 人 会 館                |         |
|    | 12日(木)        | 10:30~12:00   | 税制税務委員会                   | 法 人 会 館                |         |
|    | //            | 10:30~&13:30~ | (共催) 初心者向けパソコン講座          | 専門学校東京テクニカルカレッジ        |         |
|    | //            | 17:00~18:00   | 源泉研究部会・役員会                | ウェストファイブサード日本橋         | 終了後:懇親会 |
|    | 13日(金)        | 10:30~12:00   | 総務組織委員会                   | 法 人 会 館                |         |
|    | 16日(月/祝)      | 9:36 INスタート   | 青年部会・親睦チャリティーゴルフコンペ       | 小田原湯本カントリークラブ          |         |
|    | //            | 18:30~19:00   | 青年部会・第505回研修会             | 箱 根 : 南 風 荘            |         |
|    | 17日(火)・18日(水) | 9:30~14:00    | 生活習慣病健診                   | 中野サンブラザ研修室&外           |         |
|    | 18日(水)        | 13:30~15:30   | 決算法人説明会                   | 法 人 会 館                |         |
|    | 19日(木)        | 13:30~15:30   | 新設法人説明会                   | 法 人 会 館                |         |
|    | 24日(火)        | 13:30~16:00   | かんたんパソコン会計入門(PCA会計)       | 法 人 会 館                |         |
| 8月 | 1日(水)         | 13:00~17:00   | ※無料法律相談(先ずはTELして下さい)      | 法 人 会 館                |         |
|    | 2日(木)         | 18:00~19:00   | 支部長・部会長懇談会(常任理事会)         | 法 人 会 館                | 終了後:懇親会 |
|    | 3日(金)         | 18:00~19:00   | 青年部会・役員会                  | 法 人 会 館                | 終了後:懇親会 |
|    | 4日(土)         | 16:00集合       | 第1・2・3・4支部社会貢献活動(鷺宮盆踊り大会) | 鷺宮小学校校庭                |         |
|    | 4日(土)・5日(日)   | 15:00集合       | 第9・10支部社会貢献活動(鍋横夏まつり)     | 鍋 横 商 店 街              |         |
|    | 22日(水)        | 13:30~15:30   | 決算法人説明会                   | 署・別館会議室                |         |
|    | 23日(木)        | 16:30~17:00   | 正副会長会                     | 中野サンブラザ<br>11F アネモルム   |         |
|    | //            | 17:00~17:45   | 拡大理事会                     | 中野サンブラザ<br>11F アネモルム   |         |
|    | //            | 17:45~18:00   | 地区長合同会議                   | 中野サンブラザ<br>11F アネモルム   |         |
|    | //            | 18:00~18:15   | 経営者大型総合保障制度上期達成表彰式        | 中野サンブラザ<br>11F アネモルム   |         |
|    | //            | 18:15~18:40   | 支部打合せ                     | 中野サンブラザ<br>11F アネモルム   |         |
|    | //            | 18:45~20:15   | 進発式(懇親会)                  | 中野サンブラザ<br>11F プロサマールム |         |
|    | 24日(金)        | 16:00集合       | 第11・12支部社会貢献活動(川島夜店市)     | 川 島 商 店 街              |         |
|    | 25日(土)        | 13:00~17:00   | ※無料法律相談(先ずはTELして下さい)      | 法 人 会 館                |         |
| 9月 | 18日(火)        | 13:30~15:30   | 決算法人説明会                   | 署・別館会議室                |         |
|    | 20日(木)        | 13:30~15:30   | 新設法人説明会                   | 法 人 会 館                |         |

## 7月号の目次 『第7回通常総会』特集

2018 VOL.221

## 活発な社会貢献活動

(第32回中野通り桜まつり)(第19回春の講演会~健康セミナー~) 2

無料法律相談 ..... 2

知っとくと得情報 = 税の豆知識 = (山岡税理士) .. 4・5

知っとくと得情報 = 税務のポイント = (個人所得税の概要) 6

春の税務研修会開催 ..... 6

知っとくと得情報 = 税務のポイント = (相続税・贈与税の概要) 7

都税だより(省エネ促進税制他) ..... 8

第7回通常総会 宮島会長挨拶 ..... 9

知っとくと得情報 = 平成30年度税制改正 = (講師:齋藤英一先生) 9

祝 辞 中野税務署長 原 武彦様 ..... 10

祝 辞 中野都税事務所長 内藤 泰樹様 ..... 11

祝 辞 前中野区長 田中 大輔様 ..... 11

(第3部)感謝状贈呈式 (第4部)懇親会 ..... 12

平成29年度 全法連・東法連・中野法人会受表彰者一覧 13

中野区だより・本部だより・支部だより ..... 14

部会だより(源泉研究部会・青年部会・女性部会) ..... 14

部会だより(青年部会) = 第4ブロック“税金クイズ” = 15

部会だより(青年部会) = わんぱく相撲大会 = 他 ..... 15

(第4部)お楽しみ抽籤会 ..... 16

●表紙(写真説明) ... 第16回フォト・コンテスト入賞『瀑布に挑む遊覧船』(カナダ:ナイアガラ) (有)金子外装工事 金子裕次 氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp

編集: 広報委員会 印刷: 友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

# 知っとくと(得)情報 = 税の豆知識 =

税理士  
山 岡 修 治

〒101-0047  
千代田区内神田 1-2-2  
小川ビル7 階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03 (3518) 2711(代)  
FAX 03 (3518) 2712  
携帯 090 (2212) 0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、前号において「施設サービス」の対価で医療控除の対象となるものについて説明いたしましたが、今回も引き続いて「施設サービス（介護施設ごと）」についての説明と医療費控除、更に「居宅サービス」と医療費控除を説明します。

## 施設サービス

### 1. 介護老人保健施設

施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として**支払った医療部分の負担額が医療費控除の対象**となります。

＊介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする都道府県知事が許可した施設であり、医療法にいう病院又は診療所ではありません。ただし、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、原則として、介護老人保健施設を含むものとされています（介護保険法106）。

### 2. 指定介護療養型医療施設【療養型病床群型】

施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として**支払った医療部分の負担額が医療費控除の対象**となります。

＊指定介護療養型医療施設とは、療養型病床群等を有する病院であって、当該療養型病床群等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設で都道府県知事が指定したものをいいます。

### 3. 指定介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】・指定地域密着型介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設は病院ではないため、要介護1から5までの認定を受け、同施設に入所する者が提供を受けた施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として**支払った自己負担額の2分の1に相当する金額が医療費控除の対象**となります。

＊指定介護老人福祉施設とは、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームで、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設で、都道府県知事が指定したものをいいます。

＊指定介護老人福祉施設等が発行する領収書には、医療費控除の対象となる金額が記載されることになっています。

## 居宅サービス

介護保険制度の下で、介護サービス事業者から要介護者又は要支援者が提供を受ける居宅サービスや介護予防サービスの対価のうち、**療養上の世話の対価に相当する部分の金額は、医療費控除の対象**となります。

具体的には、①**医療費控除の対象となる居宅サービス等**と、②①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ**医療費控除の対象となる居宅サービス等**があり、また、③**医療費控除の対象外となる居宅サービス等**もあります。

＊平成12年4月1日からの介護保険法の施行により、同法7条第5項に規定する居宅サービスについては、通常、指定居宅支援事業者が、保険医療サービスとの連携や必要に応じて利用者の主治医の医師の意見を踏

まえて、利用者ごとに、「居宅サービス計画」(ケアプラン)を作成し、これに基づいて各種の居宅サービスが提供されるようになっております。

#### 1. 医療費控除の対象となる居宅サービス等

- 訪問看護（老人保健法及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。以下同じ。）
- 訪問リハビリテーション
  - ・ 居宅療養管理指導【医師等による管理・指導】
- 通所リハビリテーション【医療機関でのデイサービス】
- 短期入所療養介護【ショートステイ】
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。）
- 複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）

次号では、引き続いて「居宅サービス」と医療費控除を説明します。



### 「中元（ちゅうげん）」



中国には古くから三元思想というものがあります。天地人、松竹梅、白癸中（麻雀の役に大三元あり）なども三元思想の表れです。もともと三元とは、暦の時間単位である年・月・日の初めを意味し(元年、元日の語源)、のちに一月、七月、十月の十五日を、それぞれ上元・中元・下元、あわせて三元と呼ぶようになりました。贈答のお中元は、この七月十五日の中元に由来しています。

### 7月の税務と労務

- ・ 国税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- ・ 国税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付 7月10日
- ・ 国税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月17日
- ・ 国税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- ・ 国税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- ・ 国税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- ・ 地方税／固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- ・ 労務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- ・ 労務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出（全期・1期分）の納付 7月10日
- ・ 労務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月17日
- ・ 労務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

### 8月の税務と労務

- ・ 国税／7月分源泉所得税の納付 8月10日
- ・ 国税／6月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 8月31日
- ・ 国税／12月決算法人の中間申告 8月31日
- ・ 国税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 8月31日
- ・ 国税／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- ・ 地方税／個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- ・ 地方税／個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日



# 知つとくと **(得)** 情報 = 税務のポイント = (個人所得課税の概要)

## 平成30年度税制改正 — 個人所得税の概要

### 1 給与所得控除の見直し

給与所得者の所得税を計算する場合の算式は以下のとおりです。

$(\text{その年中の給与等の収入金額}) - (\text{給与所得控除額} + \text{基礎控除等の所得控除額}) \times \text{税率}$

今回の改正によって、給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。

また、同控除額の上限が以下のとおり引き下げられます。

(改正前) 給与収入金額が1,000万円超の場合  
→ 給与所得控除額の上限220万円  
(改正後) 給与収入金額が850万円超の場合  
→ 給与所得控除額の上限195万円

なお、給与収入金額が850万円超の場合であっても、本人が特別障害者である場合や23歳未満の扶養親族等の対象となる扶養親族等がいる場合は負担増が生じない措置があります。

### 2 基礎控除の見直し

今回の改正によって、基礎控除額が一律10万円引き上げられます。

- (1) 所 得 税 38万円→48万円
- (2) 個人住民税 33万円→43万円

なお、給与収入金額が2,595万円超の場合は、控除額が遡減し、同金額が2,695万円超の場合は控除の適用はなくなります。

### 3 公的年金等控除の見直し

公的年金等の受給者の所得税を計算する場合の算式は以下のとおりです。

$(\text{その年中の公的年金等の収入金額}) - (\text{公的年金等控除額} + \text{基礎控除等の所得控除額}) \times \text{税率}$

今回の改正によって、公的年金等控除額が以下のとおりとなります。

- (1) 一律10万円引き下げられます。
- (2) 公的年金等の収入金額が1,000万円超の場合、控除額に上限(195.5万円)が設けられます。
- (3) 公的年金等にかかる雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合、控除額がさらに一律10万円引き下げられます。
- (4) 公的年金等にかかる雑所得以外の所得の合計所得金額が2,000万円超の場合は、控除額がさらに一律20万円引き下げられます。

(注) 上記1～3の改正については平成32年分からの所得税、平成33年度分の個人住民税から適用されます。

今回の改正により、給与所得控除額は10万円引き下げられる一方、基礎控除額は10万円引き上げられるため、給与収入850万円以下の場合は改正後においても税負担は変わりません。給与収入850万円超で介護・子育て世帯でない場合は税負担が増加します。

また、公的年金等の収入金額が1,000万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円以下の場合は改正後においても税負担は変わりません。この範囲に入らない場合は税負担が増加します。

## 春の税務研修会開催 (4月9日から4月18日)

(今回のテキストを無料で差し上げます。希望される方は事務局まで)

テーマ：平成30年度 ここが変わる！ ことしの税制改正



第1支部



第2支部



山元第1統括官



馬場上席



第3支部



第4・5・6支部



第7支部



第8支部



第9・10支部



第11・12支部

# 知つとくと **(得)** 情報 = 税務のポイント = (相続税・贈与税の概要)

## 平成30年度税制改正 — 相続税・贈与税の概要

### 1 事業承継税制の特例の創設

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性を上げる観点から、10年間の特例措置として、事業承継税制が抜本的に拡充されます。

相続・贈与時に納税負担が生じないように、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画（仮称）<sup>(注)</sup>を作成して相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合は、経営者が保有する全ての株式が納税猶予の対象となり、納税猶予割合が80%100%に引き上げられます。また、将来の税負担に対する不安を軽減するため、雇用確保要件の緩和、経営環境の変化に対応した減免制度の創設、複数人による承継が措置されます。

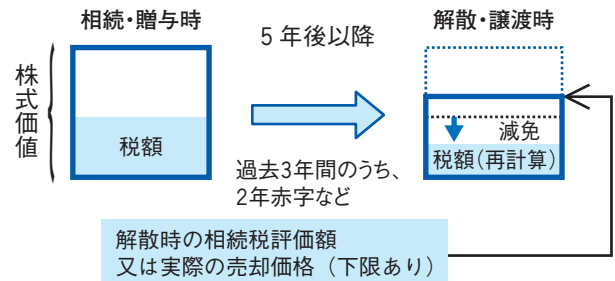
（注）特例承継計画（仮称）とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画で、当該会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

#### 事業承継制度の特例の概要

|                                  | 現行                        | 改正案                                                           |
|----------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 納税猶予株式                           | 発行済議決権株式総数の3分の2           | 経営者が保有する全ての株式                                                 |
| 納税猶予割合                           | 80%                       | 100%                                                          |
| 雇用確保要件                           | 事業承継後5年間の平均で、8割以上の雇用維持が必要 | 雇用確保要件を満たせない場合でもその理由と認定経営革新等支援機関の意見を記載した書類を都道府県に提出すれば、納税猶予が継続 |
| 経営環境の変化に対応した減免制度（後継者が解散・譲渡を行う場合） | 事業承継後時の株価を基に相続・贈与税を課税     | 解散・譲渡時の評価額を基に再計算を行い、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免                 |
| 適用対象者の拡大                         | 先代経営者の主な要件                | 代表権を有する先代経営者1人の者から贈与等により取得する株式が対象                             |
|                                  | 後継者の主な要件                  | 代表権を有する後継者1人                                                  |

#### 経営環境の変化に対応した減免制度

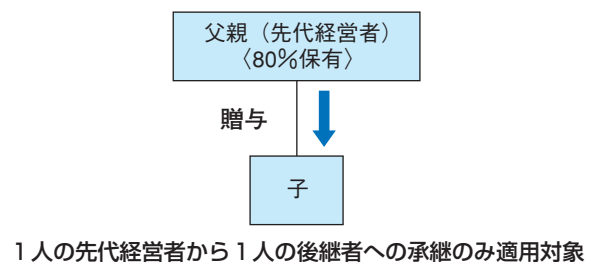
現行制度では、相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行った後に、後継者が会社を解散・譲渡を行う場合、事業承継時の株価を基に相続・贈与税が課税されます。今後は、株価が下落した場合においても、経営環境の変化を示す一定の要件を満たせば、解散譲渡時の株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免する制度が創設されます。



#### 事業承継税制の適用対象者の拡大

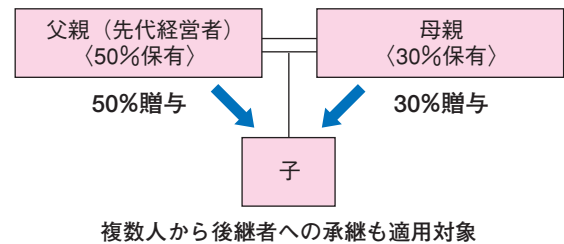
現行制度では、1人の先代経営者から1人の後継者への相続・贈与のみが納税猶予の対象とされています。今後は、先代経営者に限定せず親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への事業承継も納税猶予制度の対象とされます。

#### 【現行制度】

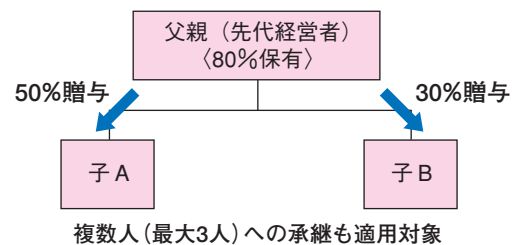


#### 【改正案】

##### 〈複数人からの承継〉



##### 〈複数人への承継〉



#### 適用時期

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。



## 都 税 だ よ り



### 中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

#### 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 者 | 「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者<br>・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 対象設備  | 次の要件を満たすもの<br>①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの<br>・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。<br>②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの<br>(指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。)<br>※空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機)<br>※照明設備(蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具)<br>※小型ボイラー設備(小型ボイラー類)<br>※再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム) |
| 減 免 額 | 設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免<br>ただし、当期事業税額の2分の1が限度<br>※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可                                                                                                                                                                                           |
| 対象期間  | (法人)平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用<br>(個人)平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用                                                                                                                                                                                                                                      |
| 減免手続  | 減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。<br>なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。                                                                                                                                                                                                                     |

#### 【お問い合わせ先】

##### ●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・ 新宿都税事務所(法人事業税班・個人事業税班) 03-3369-7151
- ・ 主税局課税部法人課税指導課(法人事業税班) 03-5388-2963
- ・ 主税局課税部課税指導課(個人事業税班) 03-5388-2969

##### ●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

- ・ 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

詳しくは主税局ホームページ内  
「〔東京版〕環境減税について」を  
ご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

—都税についてのお知らせ—

### 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

#### 〈耐震化のための建替え〉

##### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成32年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

##### 減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

##### 申請期限

新築した年の翌々年の2月末  
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

#### 〈耐震化のための改修〉

##### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

##### 減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

##### 申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。  
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。



## 第 7 回 通 常 総 会



### 会 長 挨拶

宮島 茂明

本日は、お忙しい中、中野法人会の第7回通常総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、日頃から法人会活動に対しまして、ご理解・ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

また、本日は、多くのご来賓の皆様にご出席していただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、今、経済の動きは、かなりの勢いで日々目まぐるしく、経営者にとっては、この困難な現状をどうやって乗り切ろうという状況ではないかと思えます。政治と経営、これは切っても切り離せない課題ですが、期待したアベノミクスの上向き志向の良き影響をうけている法人が、果たして何社あるのか、とても疑問です。今回の税制改革では、事業承継に、かなりのメリット感がありますが、直面している法人にとっては効果があるかと思えますが、全体的には、果たして如何なものかとさえ思っております。働き方改革ということで、従来の形態から大きく脱皮できる法人には良かれ法案かも知れませんが、大半の法人にとっては、改革、それ以前のような気がしております。

今年も、また、生き残りを賭けて、共に精進あるのみかなとも思っております。



5月10日、中野サンプラザにおいて、正会員113名、委任状839名で開催されました。議案は、すべて全員異議なく承認可決されました。



さて、法人会は、平成24年に、公益社団を取得し様々に思考しながら本日まで進んで参りました。

昨年、東京都の立入検査がございまして、ご指導を頂きましたが、事務的な事柄以外は、それほど大きな指摘はございませんでした。結果、それで、ホットしてはいけません。このところ、特に、目立つ会員の減少に歯止めをかけるべく、今年度は、新たな試みと致して、兎にも角にも会員の増強…、特に、お一人がお一人を法人会への入会を…ということテーマに進めて参りたいと思っております。経営者にとって、仲間がいる、共通の悩み・課題を抱えた同士がいる。そんな仲間のひと言が…、触れ合いが…、どれほど大きな財産であり、力強いのか…法人会の原点に立ち返ってみたいと思っております。“法人会に入って本当に良かった”“何でも話せる仲間が出来た”そう言い合える会にして参りたいと思っております。そして、現場第一主義で、皆様から忌憚のないご意見やご要望をお聞きしながら法人会運営をして参りたいと思っております。

結びに当たりまして、中野法人会の益々の発展と、本日ご参加いただきました皆様のご健勝、ご事業の発展を心よりご祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。



~~~~~多くの皆様に参加して頂きました~~~~~

活発な社会貢献活動&事業・研修会を展開!!

「税務研修会」を開催! ~「平成30年度・税制改正」~

~経営者にとってのポイント~ (通常総会の後段で税務研修会を開催しました)

(会場のロビーに展示)



講師の齋藤先生



~~~~~大変内容の濃い研修でした~~~~~



~~~~~ 中野区社会福祉協議会より(青年部会) ~~~~~



祝 辞



中野税務署長 原 武彦

ただいま、御紹介いただきました中野税務署長の原でございます。

今日は、公益社団法人中野法人会の第7回通常総会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。

宮島会長をはじめ役員及び会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

第1部の通常総会におきまして、平成29年度の事業報告をはじめとする全ての議案が滞りなく可決承認されましたことに対しまして、心からお喜び申し上げます。

また、先ほど、会員増強、大型保障制度推進及び地域社会貢献に対しまして、さきほど表彰された方々には、誠におめでとうございます。各分野における御尽力に対し、敬意を表する次第です。

平成29年度の中野法人会の活動を振り返りますと、支部及び部会における税務研修会をはじめとする各種研修会及び説明会の開催、「税を考える週間」及び「確定申告期」における街頭広報活動の実施並びに税の川柳コンクールの実施など、税知識の普及及び納税道義の高揚に努められました。

また、「中野にぎわいフェスタをはじめとする各地域イベントにおける税金クイズの開催」及び「小学生を対象とした租税教室及び絵はがきコンクールの実施」など、租税教育にも積極的に取り組んでいただきました。絵はがきコンクールにつきましては、中野区長賞の作品が中野区報の表紙にも掲載されましたことは、大変喜ばしく、中野法人会の知名度を更に広める効果があったものと考えております。

私どもも中野法人会のこれらの活動に参加させていただきましたが、皆様の活動を目の当たりにして、地

域に密着したこのような様々な会の活動は、私ども税務行政に携わる者にとりまして、誠に心強い限りであり、皆様方の会の活動に対する熱意と永年にわたる献身的な御尽力に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

これからも引き続き、中野法人会の皆様との相互信頼・協調関係を大切にし、会の活動を可能な限り支援させていただき所存でございます。平成30年度も報告のありました事業計画に基づき、会の活動が更に充実し、会員の皆様はもとより地域の方々にとってもますます魅力ある法人会となりますよう御期待申し上げます。

さて、近年、経済活動の更なる国際化・高度情報化の進展等、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中、私どもといたしましては、国税庁の使命を果たしていくため、引き続き、納税者サービスの充実及び適正・公平な課税・徴収の実現に努めてまいります。特に、平成31年10月から実施されます消費税率の引上げ及び軽減税率制度につきましては、多くの事業者に影響するものでありますので、今年度も制度の円滑な実施に向けまして、広報・周知に取り組んでまいります。

法人会の皆様におかれましても、消費税率の引上げ及び軽減税率制度への対応について御自身の準備を進めていただくほか、事業者の皆様の準備が円滑に進みますよう、制度の広報・周知などに御協力いただきますことを、改めてお願い申し上げます。

結びに当たり、中野法人会のますますの御発展並びに本日御出席の皆様の御健勝及び事業の御繁栄を祈念いたしまして、祝辞とさせていただきます。



司会の赤羽氏



木村副会長



横山副会長



矢島副会長



齋藤監事



佐藤専務理事

(通常総会)



中野都税事務所長
内藤 泰樹

ただいまご紹介いただきました東京都中野都税事務所長の内藤でございます。

本日は、公益社団法人 中野法人会 第7回通常総会にお招きいただき、誠にありがとうございます。

宮島会長をはじめ、会員の皆様方には、都政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

特に、都の税務行政に対しましては、法人事業税等の適正な申告、電子申告の普及促進にご尽力いただき、また、中野法人会報への都税だより掲載や、税金クイズやイベントの際の都税広報へのご協力など、格別のご協力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

先程、全ての議案が滞りなく承認されましたことを、心よりお喜び申し上げます。

東京都では、都政の具体的な政策展開を示す実施計画として、『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～に基づく取組を全力で進めています。

実行プランの主軸となる「3つのシティ」の実現をより確かなものとするために、「しごと改革」「見える化改革」「仕組み改革」の3つの改革からなる「2020改革プラン」を昨年度末に策定しました。「2020改革プラン」の取り組み状況を都民へ広く情報公開しながら改革を着実に推進してまいります。

また、私ども主税局は、〈東京都版〉環境減税として、中小企業向け省エネ促進税制により法人事業税減免等、引き続き税制面からも施策推進してまいります。

人生100年時代に向けて、持続可能な都市・東京を実現するうえで、皆様からのご協力をいただきながら、都税収入の確保に一層努めるとともに、環境対策や不燃化都市等、税制面からの支援も継続してまいります。

私ども中野都税事務所、所員一同、納税者の立場に立ち、これまで以上に丁寧で分かりやすい説明に努め、親切できめ細やかな対応を心がけながら、適正・公平な賦課徴収を進めてまいります。

今後とも、皆様方の一層のお力添えを賜りますよう、切にお願い申し上げます。

結びにあたり、中野法人会の益々のご発展と、ご列席の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念申し上げます。私の祝辞とさせていただきます。



前中野区長
田中 大輔

ご紹介いただきました中野区長の田中大輔でございます。法人会総会が無事に終了されたこと、お祝いを申し上げます。

また、先ほどの表彰に関しましては、様々な貢献がされた皆様が受賞されました。心から敬意を表しますと共に、感謝申し上げます。

法人会は会の目的からして、税知識の普及啓発、納税道義の高揚ということで、本当に大変素晴らしい活動をして頂いております。地域のイベントで、法人会の皆様の姿をお見かけしないときはないというくらい様々な地域で、地域貢献をして頂いています。市民としての素晴らしい活動をして頂いているということに、心からの感謝を申し上げたいと思います。

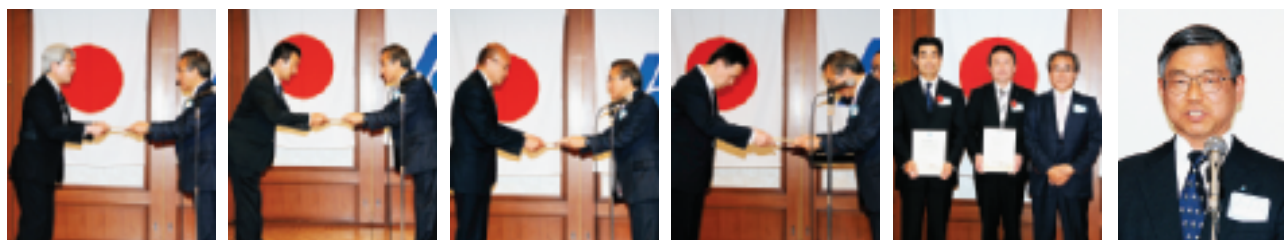
表彰の順番からすると、会員増強という表彰が最初だったところを見ても、やはり会の存続、発展という意味では、会員の増強が大事なのかなと思いました。法人企業の数の中野区内でもっと増やしていく、これは本当に大事なことだなあと考えております。

かつて、16年程前までは企業の立地を増やそうとか、法人の税収を増やそうとか、そういう発想が全くありませんでした。企業に納めていただく法人税は、東京都がいったん集めて、それを23区と東京都で、必要に応じて分配する仕組みになっていますから、別に企業が栄えなくても自動的に、区に財源が来るという考えもありました。そのため、どうやって企業を増やすとか、全く考えられていませんでした。そういう結果が、中野区の場合には、法人の住民税の徴収が23区の中で下から5番目くらいになっていると思います。もっと企業が立地できる、新しい新規企業がどんどんできるような環境と言うものを作っていかなければいけないと考えております。統計を見ても企業の税収が多く、繁栄しているところは、住民税もたくさん入ってきています。結果、様々な住民サービスの充実ができ、いろいろな意味で良い区になり、他所から注目され人が集まって来るといい循環ができているように思います。

また、かつての区政は、勤労者の福利厚生に対しましては一生懸命やるけれども、資本家が儲けるようなことはやらなくていいというような感じだったと思っています。私はそういう時代から脱却して、企業が活き活きと活動できるような街にしていかなければいけないなと思っており、重点産業分野を決めたり、新規創業を優遇したり、企業の立地できる街づくりをとの思いで取組んでまいりました。大企業を増やすということもやってきました。様々な施策を通じて、法人が中野の中で更に元気よく増えていく区政にしていかなければいけないと考えております。

中野法人会、益々のご発展と、ご来場の皆様のご健勝ご多幸を心から祈念を致しましてご挨拶にさせていただきます。本日はおめでとうございました。

(第3部) 平成29年度・功労のあった支部・個人・団体の皆様を表彰



最優秀支部賞

優秀支部賞

努力支部賞

個人賞(小林氏)

大同・AIG保険へ…

横山副会長



～ ～ ～ ～ ～ 経営者大型総合保障制度達成賞 ～ ～ ～ ～ ～



受賞された支部長の皆様

谷口副会長

アフラックへ…

地域社会貢献賞(根本様)

矢島副会長

(第4部) 盛大に華やかに懇親パーティー



会長・副会長の皆様

挨拶・宮島会長

～ ～ 声高らかに“カンパ～イ!”(鈴木顧問) ～ ～

司会の新井氏



～ ～ ～ ～ ～ ご来賓の皆様と… ～ ～ ～ ～ ～



第9支部の皆様

木村副会長・横山副会長

～ 美味しい料理がズラリ ～

大盛況でした

中締:大月副会長

受彰された皆様、大変におめでとうございます。

平成29年度 全法連・東法連表彰関係

(敬称略)

(平成30年6月13日・明治記念館・通常総会にて)

- ◎全法連功労者表彰受彰者(中野法人会推薦) 木村栄太郎 横山 浩之
- ◎東法連永年勤続表彰受彰者(中野法人会推薦) 新井 建喜 山内 尚人
柴野 直樹
- ◎東法連会員増強功労者表彰受彰者
(中野法人会・組織委員会推薦) 小林 祐史 秋山欣次郎
飛田 定己 荒井 昌成



(会場の明治記念館)

平成29年度 公益社団法人 中野法人会関係

(敬称略)

(平成30年5月10日・中野サンプラザ・第7回通常総会にて)

会員増強推進表彰

「支部表彰の部」

(組織委員会推薦)

〔最優秀支部賞〕 第3支部

〔優秀支部賞〕 第1支部・第5支部

〔努力支部賞〕 第2支部・第4支部・第6支部・第7支部・第8支部
第9支部・第10支部・第11支部・第12支部



「個人表彰の部」

新井 建喜 荒井 昌成 横川 忠重 飛田 定己 宮島 茂明 惣田 雄二 折原 烈男
松澤 好男 安藤 光二 小林 祐史 山田ゆかり 斉藤 謙治 秋元 良宣 秋山欣次郎
川村 能正 櫻井 正人 高野 允雄 大神田 稔

〔大同生命保険(株)新宿支社〕

岡 和子

上林 博美

三田美紀子

進藤亜弥子

〔AIU損害保険会社(株)東京第二支店〕

小久保哲弥

(組織委員会推薦)

〔感謝状〕

・大同生命保険(株)新宿支社

・A I G 損害保険(株)東京第二支店

平成29年度 経営者大型総合保障制度推進表彰

「上期表彰分」

(8月24日・サンプラザ)「会員合同研修会」にて済

◎新規加入企業獲得数達成:

第3支部・第5支部・第9支部・第11支部・第12支部

(厚生委員会推薦)

〔感謝状〕

アフラック生命保険(株)東京総合支社

「下期表彰分」

(5月10日・サンプラザ)「通常総会」にて

◎新規加入企業数獲得数達成: 第10支部

◎取扱企業数達成:

第3支部・第9支部・第10支部・第11支部・第12支部

平成29年度 地域社会貢献賞

(公益事業委員会推薦)

〔感謝状〕

高野 允雄

新井 建喜

宮治 誠人

平澤 良二

滝口 智

川村 能正

柴野 直樹

竹下 芳

櫻井 正人

上山 一彦

岩崎 充利

阿部豊太郎

鈴木 浩司

三好 正市

谷津 かつり

小高 龍一

安田 一也

吉永 喜淵

米持 大介

鳥居憲太郎

根本 香織

加藤 信行

内山 翔人

山田ゆかり

佐野 哲平

高野 郁子

大島 昭子

深澤 久子

遠藤めぐみ

佐藤 貞子

田畑喜久子

平澤多香子

高橋ヤエ子

阿部 智子

古川 輝代



ご来賓の皆様



役員の皆様
(通常総会)



総会風景

中野区だより

中野区観光協会



～ 5月5日「なかのアンテナストリート」～



～ 5月6日「EKIHIROフェスタ」～



花と緑の祭典2018 (5月19・20日)

本部だより

4月19日 理事会 (於：中野サンプラザ)



挨拶：寺谷副署長



宮島会長

第4支部



(5月15・16日 於：葛城GC)

支部だより

第5支部



(5月13日 もちつき大会)

第9・10支部



(4月17日 於：新千葉カントリー倶楽部)

部会だより

《源泉研究部会》◆「第381回研修会・第43回定時総会」を開催◆ (4月5日 於：法人会館)



定時総会では熱心な審議が…

法人会館で行われ、今川審理官担当調査官による「研修会」後、原署長・寺谷副署長・山元統括官・本間統括官にご出席頂きました。
「定時総会」は無事に終了しました。



安藤部会長

《青年部会》◆「第495回研修会・第38回定時総会」を開催◆ (4月6日 於：法人会館)



“平成30年度・税制改正”の研修会

法人会館で行われ、馬場上席による「研修会」後、原署長・寺谷副署長・山元統括官にご出席して頂きました。
「定時総会」は無事に終了しました。



安田部会長

《女性部会》◆「第308回研修会・第37回定時総会」を開催◆
(4月4日 於：法人会館)

法人会館で行われ、馬場上席による「研修会」後、原署長・寺谷副署長・山元統括官にご出席して頂きました。

「定時総会」は無事に終了しました。



高野部会長



研修会・定時総会後
～祝辞：宮島会長、原署長～

◆第13回全国女性フォーラム
(山梨大会)◆



◀講演する国井雅比古氏



4月12日：甲府市～参加された皆様～

◆東法連女連協定時連絡協議会◆

(5月10日 於：全法連会館) (部会長参加)

部 会 だ よ り

《青年部会》

東法連青連協第4ブロック一斉“税金クイズ”スタンプラリー

4月22日(日) 於：豊島園



応援頂いた第4ブロックの皆様



～～～～～ 揃いの赤いジャンパーが着れない程、大晴天の下、大盛況に終了しました ～～～～～

◆東法連第4ブロック部会長・
役員会議を開催◆
(5月7日 於：中野サンプラザ 7名参加)

◆東法連青連協定時連絡協議会(選考会)◆
(5月15日 於：ハイアットリージェンシー東京 部会長参加)
選考の結果、東京代表には、町田法入会が決定！

第42回 わんぱく相撲大会 (於：区立中野体育館)



5月13日 於：区立中野体育館



～～～～～ 応援して頂いた皆様 ～～～～～



“皆さん！良く考えてください”



“受付はこちらですよ”



お楽しみ抽選会

～総会後の抽籤会、会場は熱気に包まれて～

